

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は3月1日と同様ですので、御了承願います。

---

◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月2日には、午前中に第1常任委員会、午後、第2常任委員会が開催され、付託議案の審査を行っていただきました。

3月3日から9日までの5日間は、令和5年度予算特別委員会が開催され、熱心に御審議をいただきました。

15日には、現地調査と委員会採決が予定されておりますので、よろしくお願いたします。  
監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。

なお、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、3月13日からのマスク着用については、個人の主体的な判断となりました。議場内でも同様にいたしますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 議案第6号 川根本町行政手続における押印見直しに伴う

関係条例の整備に関する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第1、議案第6号、川根本町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 押印がなくなることで、かなり事務処理は楽になると思うんですけども、まだ残る押印が必要なケースというのはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今回の押印見直しにつきましては、事務処理が楽になるということではなくて、行政手続における町民の皆様の負担を軽減して、利便性を図ることが目的であります。

御質疑にありました手続が残る部分につきましては、法律でありますとか、県の条例によって決められた押印が必要な手続ということになります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第2 議案第7号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正  
する条例について**

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第7号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第8号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第3、議案第8号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 関係者の意見を聞いたと説明されていましたが、どういった層の人たちにそれぞれ何人くらいに聞いたのか、その結果を詳しく明かされたいです。

それから、南部小学校と第一小学校の子供たちには、三ツ星というのがなじみがないという声を聞きますが、学校ごとの子供たちのアンケートの結果はどうだったのでしょうか。

お願いします。

○議長(杉山広充君) 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長(平松敏浩君) それでは、御質疑にお答えさせていただきます。

最初に、どういった意見を聞いてどの層の人たちの意見を聞いたかということでございますが、南地域学校運営協議会委員15名、教育委員5名、計20名で選考をしております。南地域学校運営委員会委員の構成なんですが、有識者として各学校の地域の方から5名、PTAから4名、南地域の学校長から4名、コミュニティスクールから2名、あとは教育委員の構成となっております。

結果につきましては、三ツ星小学校が15票となっております。その他の水の森学園が3票だったり、しろやしお学園3票、奥大井小学校2票、輝星小学校2票等となっております。結果については三ツ星小学校が一番多かったということでございます。

続きまして、子供たちのアンケートの結果はどうなっているかということでございますが、小学校4年生から6年生と、中学校1年生に一堂に集まってお聞きいただきましてアンケートを取っております。主な意見としましては、第一小の子供たちは「三つの小学校のよさをまとめた学校になりそうでいい」と、南部小の子供たちは「三つの小学校が一体となっている感じがいい」、中央小の子供たちは「みんなのよいところがもっと光りそう」、中川根中学校の生徒につきましては、「星のように輝くイメージがよい」といった意見をいただいております。

三ツ星小学校の校名については、肯定的な意見が小学生の中でも多く、アンケートとして提出をされております。否定的な意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第9号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する  
条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第9号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 徳山のグラウンドですけれども、全面点灯時の使用料が1時間当たり

8,000円というのはあまりにも高くないでしょうか。利用者を増やすためにも地域のスポーツクラブなどには、利用されるときには減免が適用されることはないのか伺います。

○議長（杉山広充君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） ただいまの質疑にお答えいたします。

徳山グラウンドの全面点灯の利用料ですけれども、町内につきましては1時間当たり2,000円、町外については1時間当たり8,000円となっております。こちらにつきましては、ほかの社会体育施設条例に基づいたサッカー場の利用料と同じ金額となっております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第10号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第10号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 1日乗車券の販売対象者は、なぜ町内在住者だけなのでしょう。

観光等で訪れる町外の方にも利用してもらってこそ、おもてなしの心豊かな町として認められ、誰でも使えるようにすれば、もっとPRができるのではないのでしょうか。

乗降場所についてですけれども、その近くで営業する商店など、購入できる場所を増やすべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　町営バスの利用で町外者も有効に使えないかという御意見ですけれど、あくまでも町営バスについては基本的には川根本町民が御利用いただくバスであるということでありまして。そこに町外者の方が乗ることも当然可能ではありますが、今回につきましては、町内の方を対象として今回1日フリー切符というものを実験的にやらせていただきたいというものでございます。

また販売につきましては、今後、いろんなところで販売できるかどうかについては、検討しながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（杉山広充君）　　ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君）　　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君）　　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君）　　起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6　議案第11号　川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君）　　日程第6、議案第11号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 出産一時金のことですけれども、これは40万8,000円を48万8,000円にするということで、大変助かると思うんですけれども、実費をカバーできるのかどうなのかちょっと教えてください。少子化対策としての効果をどのように考えているのかもお答えをお願いします。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） それでは、ただいまの御質疑にお答えをいたします。

まず、48万8,000円の増額については、十分かどうかというような御質疑であったと思います。健康保険、今回の改正が健康保険法施行令等の一部改正する政令の公布により改正されるもので、その段階におきまして十分な調査が行われたというふうに理解をしております。

それから、少子化対策ということですが、これにつきましては、その保険条例の中での立てつけとなってございませんので、これにつきましては、また今後子育て支援等々の中で対応していくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第7 議案第12号 川根本町キャンプ場条例の一部を改正する  
条例について

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第12号、川根本町キャンプ場条例の一部を改正する条

例についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 値上げをすることで客足を遠ざけるおそれはないのか、お伺いします。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

今回の改正については、あくまでもキャンプ場の意向を聞きまして、限度額を定めるもの  
でございます。金額については、おのおのキャンプ場として利用性も把握しながら決定を  
しますので、特におのおののキャンプ場の施設で決定をするということで御理解をいただき  
たいと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町キャンプ場条例の一部を改正する条例については、原  
案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第13号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を  
改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第13号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改  
正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 管理者のほうから引上げを求められたようですけれども、値上げで客



足が遠ざかるというようなことのおそれはないか、お聞きします。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

この施設において、現在やはり物価高騰、それらを踏まえまして、前回説明したとおり、利用の原価を出しまして、現行料金に対する原価充足率を出して限度額を決めたものでございます。あくまでも、この限度額以内で管理者は価格を決定しますので、今の施設の管理状況を見まして管理者が決定するというところで御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第14号 川根本町営住宅条例の一部を改正する条例  
について

◎日程第10 議案第15号 川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を  
改正する条例について

◎日程第11 議案第16号 川根本町若者定住促進住宅の設置及び管  
理に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第14号、川根本町営住宅条例の一部を改正する条例に

ついて、日程第10、議案第15号、川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第16号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上3議案を一括議題といたします。

質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 原則として、連帯保証を求めないようにすると考えてよろしいのか伺います。求める場合もあるのかを教えてください。

それから、規則の内容はどのようなものか教えてください。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今回の改正に伴いまして、連帯保証人を求めないことになります。

すみません、あと2点目の質問についてちょっと、聞き取りができなかったもので、もう一度お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 求める場合もあるのでしょうか。

（「その後の質疑を」の声あり）

○6番（大竹勝子君） 規則の内容はどのようなものでしょうか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 連帯保証人を求めることはございません。規則の内容で定めるかということによろしいのでしょうか。特に連帯保証人について今後定めるということは、一切今回のではありませんので、当然様式的なものは変更になりまして、保証人という欄がなくなります。それに伴いまして今後は、連絡責任者という形での対応をさせていただくということで、御説明ということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第14号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第16号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



## ◎日程第12 議案第17号 工事請負契約の締結について

○議長(杉山広充君) 日程第12、議案第17号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

- 6番（大竹勝子君） 落札率はどのくらいでしょうか。
- 議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。
- 総務課長（山田貴之君） 予定価格に対しまして、落札率は99.875%でした。
- 議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。
- 6番（大竹勝子君） 談合はないということで受け止めてよろしいのでしょうか。
- 議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。
- 町長（藺田靖邦君） まあ当たり前の話です。それは。

以上です。

- 議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。  
（「質疑なし」の声あり）

- 議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第18号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更につ  
いて

- 議長（杉山広充君） 日程第13、議案第18号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更について  
を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第14 議案第19号 令和4年度川根本町一般会計補正予算

##### (第13号)

○議長(杉山広充君) 日程第14、議案第19号、令和4年度川根本町一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 社会福祉扶助費の4,060万円、それから生活困窮者向けの緊急支援事業が4,000万円以上も減額となっています。有害鳥獣対策でも750万円余りの減額となっていて、多数の町民が期待する事業で大きな減額補正が計上されており、予算で組まれた事業をあくまでやり抜くという姿勢に弱さはなかったのでしょうか。

これから、年度内に新たな事業を実施するということは現実的にはないとしても、基金や一般財源の温存を図ることを第一にするのではなく、財源にゆとりが生まれたのであれば、町民の願いの実現に最大限努めるべきと考えなかったのでしょうか。

塵芥処理費のほうですけれども、災害関係の委託料が、解体をやめて修繕するという事で4,140万円ほど、ほぼ全額が減額されていますが、その人たちに修繕費は補助がまた出るのでしょうか。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長(森下育昭君) それでは、大竹議員のただいまの社会福祉総務費に係る補正予算の件について、説明をさせていただきます。

全員協議会の中でも御説明をいたしました。予算額については支給が漏れないように最大限のものを見込んで予算計上いたしました。実際の支出に当たりましては、支出の誤りをなくすために、いろいろな関係者への確認、それからシステムの改修等を行って実施をした

結果、予算のとおりとなったものでございます。また、この給付金につきましては、全額国庫負担金、国庫支出金を活用いたしますので、一般財源は使っておりません。

以上です。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 農林業の関係でございます。

林業振興費に計上してございます報償金、それから補助金の中の鳥獣被害防止関係の減額補正に関しましてでございます。この経費につきましては、有害捕獲をした結果に対する報償制度でございまして、その結果に対して減額をしたという性格のものでございます。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今回の解体費に対します減額4,100万円ほどの件でございます。こちらにつきましては、全戸家屋を対象として予算を上げたものでございます。こちらについては、基本公費解体となりますので、個人負担は一切ないという事業になります。この事業につきまして御本人に確認したところ、解体をしないということを表明されたことから、今回減額するものでございます。

それに代わります制度としましては、罹災証明書の交付を受けていることによりまして、災害救助法によります被害家屋の修繕に係る補助という制度もありますので、そちらを活用して対応することは可能とはなっております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている令和4年度川根本町一般会計補正予算（第13号）に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。

本案は、補正前の一般会計の予算から歳入歳出それぞれ1億6,940万円を減額し、同67億5,860万円としたいとするものです。主な内容としては昨年度の歳計剰余金の大部分を歳入に計上する様々な事業の年度末までの諸経費を精査して、既定の予算額の内では執行が見込みのない額を減額補正したり、事業費の内では歳入が確定した特定財源の分を充当されていた一般財源から削減する、さらには基金を取り崩して事業費の不足分を賄うことにしていたところを、他の財源を確保する見通しが立ったことに伴って減額し、基金の温存を図るなどです。

これらは、一般的には事業費の節減が図られた結果、将来へ向けての財政的余力が広がるという意味で喜ばしいこととされています。しかし、今回減額補正されている事業費の内訳を見ると、必ずしも節減が図られての決行とは言えないだろうと思われる項目が少なからず

見受けられます。例えば、生活困窮者向けの緊急支援事業費が4,000万円以上も減額されています。本当にこの事業が支援を要する町民に漏れなく行き渡ったのか、仮にこの点が懸念するに当たらないとしても、計上時点でどのような積算なり見積りが行われたかといった点について、十分な吟味がぜひとも求められるところではないでしょうか。

また、有害鳥獣対策の事業費も大幅に削減されていますが、町内どこへ行って話を聞いても、野生動物による被害の深刻な実態について、嘆きや怒りの声が聞かれない日はありません。せっかく予算化された事業費が使い残されるようなことがあってよいとは到底思われません。

一方、今回、前年度繰越金が3億円以上も計上されていて、それが基金温存を可能にした主な要因であることは明らかです。しかも、昨年度決算では、7億円を越す歳入歳出差引額が出ており、この全額は、今回の補正予算においても計上されていないと考えられます。ぎりぎり控え目に見積もっても、なお数千万円もの計上の余地が残されているはずですが、

一言で言って、現時点においては当町は財政的にあり余るほどの財源の状態になっていると言っても過言ではないというべきです。もちろん、町民が期待する事業は全てやり尽くした上で、なお財制的余力があり余っているというなら、これほど結構なことはいわけですが、多くの町民の間には様々な願いが渦巻いています。

例えば、昨年の台風15号による災害で、多くの町道、林道、作業道など復旧がされないまま現在に至っています。これまで当局からの説明によれば、多くの箇所では本格的な復旧は早いところでも来年度末くらいまでかかるという説明をされていて、完全に通行止めになっている路線では、その沿線に茶園などがある場合、今年の管理や収穫が全く期待できないこととなります。町当局にお茶が当町の基幹産業であるとの自覚が本当にあるなら、障害箇所にぎりぎり軽トラックが通行できる程度の仮設の工作物を設けて、作業のために通行する住民の願いに応えるのは当然求められることで、町財政の実態に照らしてこれが無理な注文とは到底考えられません。

町民の切実な願いには、このほかにもコロナ禍の下で、日々の生活に深刻な困難を抱えている町民の生活を下支えするために、子育て世代や住民税非課税のお宅に対して町独自の支援策を講じたり、全国で広がっている補聴器購入への補助、同じく子供たちの給食費や保育料の無料化、未成年者に係る国保税の均等割を廃止するなど、まさに枚挙にいとまはありません。

これらの施策を今年度中に実施せよとは言いつもりはありませんが、これまで明らかになった範囲では、来年度予算においても、それからわずかでも考慮されたようには見えません。もとより反対すると言っても、内容の全てに反対だということではないので、改めてお断りするまでもないことです。

私の目から見て、不十分さを指摘せざるを得ない点はあるとしても、大部分は町民が必要とする様々な事業が執行され、その事業費が年度末に当たって精査された結果が反映された

補正予算案であることを否定するつもりはありません。とはいえ、既にあるふれてきたような点を総合して考えるなら、ただいま議題となっている一般会計補正予算について、単に事業費の節減が図られた結果だとか、財政的余力が大きくなるかといった形で無批判に肯定することは決して許されないのではないかと思います。

町当局にここに指摘したような問題を踏まえて、どこまでも町民のニーズに最大限応える立場で町政運営に当たっていただけますよう改めて強く求めて、本案に対する反対の討論とします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 中原緑です。

ただいまの議案第19号 令和4年度川根本町一般会計補正予算（第13号）に対して、賛成の立場で討論いたします。

先般の全員協議会で各科目及び事業費について説明を受け、質疑応答も多くありました。

全て適正に処理されていると判断しましたので、議案第19号について賛成と討論いたします。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第19号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第20号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（杉山広充君） 日程第15、議案第20号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 保険基盤安定繰入金の約100万円の増額と、国保税の医療給付費分の減免課税分222万円余りの減額はどんな関係になっているのでしょうか、お答え願います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。



○**税務住民課長（竹野克彦君）** ただいまの御質疑にお答えをいたします。

今、御指摘いただきましたものは、全て額の決定に伴うものでございますのでということで、御答弁とさせていただきます。

○**議長（杉山広充君）** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○**議長（杉山広充君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○**議長（杉山広充君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○**議長（杉山広充君）** 起立全員です。

したがって、議案第20号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎**日程第16 議案第21号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）**

○**議長（杉山広充君）** 日程第16、議案第21号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○**6番（大竹勝子君）** マイナンバーカード対応の機器が納入されて稼働するようになる時期はいつ頃になるのでしょうか。

○**議長（杉山広充君）** 健康福祉課長、森下育昭君。

○**健康福祉課長（森下育昭君）** ただいまの質疑にお答えをさせていただきます。

今回の繰越明許のものにつきましては、全国的に集中した点、それから半導体等も影響しておりますので、受注者と相談をしながら対応することとなっております。

受注者のほうからは6か月程度遅延することで聞いておりますが、それにつきましては受注者と相談した上で対応してまいりますので、すいませんが今のところ限定していつ頃とい

うことは言えませんが、状況を見ながら対応させていただきたいと思います。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 請願第1号 補聴器購入への補助制度の創設を求める請願

◎日程第18 請願第2号 中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にするを求める請願

○議長（杉山広充君） 日程第17、請願第1号、補聴器購入への補助制度の創設を求める請願、日程第18、請願第2号、中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にするを求める請願を、一括議題といたします。

請願審査特別委員長から報告を求めます。請願審査特別委員長、澤西省司君。

○請願審査特別委員長（澤西省司君） 改めまして、おはようございます。

それでは、12月定例会で請願審査特別委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

12月定例会において請願第1号、補聴器購入への補助制度の創設を求める請願について、及び請願第2号、中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にするを求める請願についての付託を受け、審査を行いました。

その経過と結果について御報告いたします。

令和5年1月11日水曜日、審査の場所は川根本町役場、本庁3階、大会議室。出席者は、私を含め委員11名で、オブザーバーとして杉山議長に出席いただきました。

初めに、請願第1号について報告いたします。

審査は午前9時から10時まで行い、参考人として渡辺久泰氏、説明員として海老名高齢者福祉課長が出席し、傍聴者は一般の傍聴者2名でした。

紹介議員から請願の要旨説明の後、参考人から趣旨説明があり、担当課から関連する内容の説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書を御覧ください。

質問、請願者は補助対象者をどのように考えているのか。

回答、生活保護世帯や住民税非課税世帯など、家計が苦しい者を対象と考えている。

質問、耳が聞きにくい、聞こえづらいから機器を購入するきっかけにつながるということと、補助制度があるから補聴器を購入するきっかけになるという話の関連が分かりにくい。

回答、実際に交通事故や災害に遭わないように、補助が補聴器購入のきっかけになる。

質問、請願を提出するに当たり、助成額の補助割合や対象者はどのように想定しているのか。

回答、約半額の補助で、長泉町が8万円限度、2分の1であるため、同等の補助を想定している。

以上であります。

質疑の後、討論、採決を行いました。

討論はなく、採決を起立によって行い、賛成少数で不採択となりました。

なお、意見として、審査を行う中で補助制度そのものに反対ではないが、単に補聴器の購入への補助をするのではなく、医師の診断を受けた上で購入するものに対して補助するなど、内容をも含めて対応することが最優先ではないかという意見がありました。

次に、請願第2号について報告いたします。

審査は午前10時から正午まで行い、参考人として植田直美氏、説明員として山田総務課長、高橋財務管理室長が出席し、傍聴者は一般の傍聴者8名でした。

紹介議員から請願の要旨説明の後、参考人から趣旨説明があり、担当課から関連する内容の説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書を御覧ください。

質問、行政から検討委員会を設置し、北小を含む4校の利活用について検討を行うという説明があったが、このタイミングで請願を出した理由を確認したい。

回答、町に陳情することも考えたが、多くの署名をいただいた中で、地域の代表である議員の賛同を得てから町に要望をしていくことが重要だと判断した。

質問、学校の利活用について、地元住民の強い思いは感じる。町内の社会教育施設において、類似施設は不足していると思うか。

回答、内容や条件等があるため、地元社会教育施設が足りないとは言えない。ただ図書館がない町である。

質問、行政の進め方に不安があるとのことだが、これから検討委員会で広く意見を聞きながら丁寧に進めていくとの説明があった。ほかの学校施設もあるため、中立の立場で注視したほうがいいのではないかと思うが、いかがか。

回答、請願を出した思いは感じてほしい。地域の中で検討し、町政懇談会で発言するよりも、請願での対応のほうが地域の思いが届くのではないかと考えた。

以上であります。

質疑の後、討論を行い、反対、賛成討論がそれぞれありました。

反対討論として、議会に請願を出した地元住民の思いは分かる。行政側の説明で、今後は検討委員会で、第一小学校を含め町全体のことを考慮し、丁寧に進めていくと認識したので、私は委員会に委ねていきたい。

次に、賛成討論として、請願の趣旨や妥当性も含めて問題はなく、委員会はこのような意見があったことを認識した中で協議していく必要がある。また、請願が出されたことは重大なことである。署名も含めた地域の思いも感じていただければと思う、というような内容でした。

討論の後、採決を起立によって行い、賛成少数で不採択となりました。

なお意見として、多くの署名があり地域の思いについては分かるが、既に行政側から学校施設利活用検討委員会を立ち上げて、第一小のみではなく、全ての学校施設の利活用を検討していくことが報告されており、議会もそれに関連する予算を12月の定例会で可決しているため、その委員会に委ねるべきとの意見が多くありました。

なお、議員からもこの委員会の委員に選出されるので、委員会の内容を全議員が情報を共有し、引き続き議員の立場で注視して関わってまいります。

以上、請願第1号及び請願第2号の委員会付託に関する特別委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（杉山広充君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから請願第1号の討論を行います。

初めに、請願の採択に賛成の方、次に、請願の採択に反対の方の順番で行います。

請願の採択に賛成者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私たちが紹介議員となって提出した請願第1号を審査した請願審査特

別委員会の報告は、不採択とするべきとするものです。

私は原案に対して、賛成の討論を行いたいと思います。

まず、256名もの町民の賛同署名を添えて提出された本請願を、委員会において不採択とすべきとした特別委員会の姿勢は、多くの町民の切実な願いに背を向けるだけでなく、現在、町政における客観的にも早期の実現が求められている問題について、それを求める声を町政にじかに届けたいとの賛同者の方々のやむにやまれぬ願いを、いとも簡単に切り捨てようとするものにほかなりません。これは、町政の主人公である町民の願いを町政に届け、町政が町民の願いに沿って進められるようにチェックすることを最大の役割としているはずの町議会にとって、その存在意義を自ら投げ捨てるのに等しい姿勢というべきだと思います。

私は、これまで一般質問の場で繰り返しこの問題を取り上げてきました。その中でも強調してきたし、本請願の趣旨の中でも触れられていますが、当町は、高齢化率が5割を超え、県下でも1、2を争う高齢化の進んだ町となっています。

委員会審査の過程で町の担当者が示した資料によっても、75歳以上で40から66%程度は加齢による聴力の衰えを来しているとされています。本人もそれと自覚しないまま、聴力の衰えを来している方は3桁の範囲には到底収まらないのであろうと容易に想像できます。

こうした方々が、周囲の人々と意思疎通が十分にできなくなり、社会的活動に支障を来したり、交通事故をはじめ、日常生活を送る上で危険を察知しにくくなる、さらには認知症を発症する原因の一つとなったり、何の対策も講じないまま放置することによる社会的損失は計り知れないと思われまます。

私ごとではありますが、母親の介護のために静岡から実家に戻り、父親と会話がかみ合わず、ぼけてしまったのかなと思ったくらいでした。後ろから話しても聞こえないようで返事もなく、前まで行って大きな声で話すこともありましたが。聞こえていないことが分かり、補聴器をつけてもらいました。そんなに高価なものには購入できないため、そこそこのものでしたが、調整管理が十分でなくピーピーしてうるさいと使ってくれないこともありましたが。それでも補聴器をつけてもらうことで慣れてきて、つけるようになりました。

また、現在勤めているデイサービスセンターでも聞こえの悪い方が何人かいて、体操やゲームなど聞こえないため理解もできず、ゲームにならない。また何回も説明したりということ、耳元で大きな声で話したりと、一度で済まないことが何回もあります。

言葉が出なかったり、話をしないでいる方もいます。署名を書いてもらうのに、説明にもかなり時間がかかりました。家族からもつい大きな声で話さなければならず、怒っているように周りの人から思われてしまうということも聞いています。

加齢による難聴は誰しも起こり、コミュニケーションが図りづらく、孤独感や疎外感を感じ、家に閉じこもり家族とも話しながらない傾向が見られ、自立生活を阻害する要因で認知症発症や進行のおそれもあります。認知症の予防は健康寿命の健診医療費の抑制にもつながることは明らかです。

最近では、高価な補聴器でなくても3万円でも精度のよい補聴器ができており、使用する方に合った補聴器であれば、補助してあげれば大変助かると思います。もちろん、精度の高い補聴器がよいと思う方には、そちらを選んでもらえばいいと思います。

聴力に衰えを来している方に、補助金を出して補聴器の購入を促し単に器具を持たせる、あるいは装着していただくだけでは十分な効果は期待できないということは、さきの委員会における審査の中でも指摘されましたし、私自身も、以前の一般質問の中においてもしてきたところです。

聴力の衰えを来している方をできる限り早く把握し、きちんとした診断を通じて症状に合った処方を書いていただいた上で、それに沿った機器を御本人の暮らしを圧迫しない費用で購入できるようにする。さらに、装着後の調整や会話などが十分できるようになるまで、懇切なフォローをしてこそ、本来の政策的効果を上げることができます。

このように問題は、単に補聴器の購入に町が補助金を出す仕組みをつくれば済むということではなく、最終的にはその真の政策的効果が発揮できるような、行政として総合的な施策の展開が必要なことは言うまでもないところです。

先ほど、委員長の報告は不採択とすべきものとするのですが、本請願においてこの機会において採択することこそ、町行政の主権者たる町民の願いに沿って働くという、本来あるべき姿に近づけるただ一つの道だということを改めて強調した市町の議会だよりや情報を見ても、採択する自治体が増え、154自治体が今、採択されています。

このことも訴え、特別委員会で反対された議員の皆さんにも今回はぜひ賛成していただけることを期待して、同意を求めて本請願への賛成討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に反対者の発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今回の請願第1号、補聴器購入への補助制度の創設を求める請願について、不採択にするべきものとしての意見として討論いたします。

今、大竹議員が討論の中でおっしゃった内容で、まさに僕もそのとおりでと思います。補聴器への購入、そして装着というもの自体は、人生の充実だったり生活の充実だったりというものに間違いなくつながるものというのは、委員会にてこの請願に不採択とした議員も当然共通して持っているものであります。

なので、今回の不採択とした、委員会にて不採択とした議員というのは、もちろん署名を書いた方、また紹介議員の方の思いを、今、大竹議員おっしゃった切り捨てるというものではなく、その思いというのは受け取りながらも、補聴器購入に係る今、話がありましたけども、診断から最後の調整をしたりとかするケアの部分まで総合的に考えて、今必要なのは補聴器購入という部分についての補助だというふうな内容であれば、よく精査した上でのデータを集めての内容であれば賛成ということに、採択するべきということにつながると思うんですけども、請願書の内容には、総合的な政策ということには触れておられませんでした。補聴器購入ということにスポットを当てての請願の内容だったので、もっと大きな流れ、

全ての流れの中で考えた結果、補助すべきところは購入という部分が補助すべきところだということの流れであれば賛成したんですけども、まだ曖昧といいますか、請願が出され、説明した時点では、かなりそこら辺が曖昧だったので、もっと精査すべきだということでもまだ不採択ということですので、思いを全て切り捨てて、もうこの話は終わりということではなく、こういう思いがあったからもっと具体的な話をしなければならないよねということとは間違いないので、今のところはこの請願の内容については、今のところ不採択という立場です。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に賛成者の発言を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 補聴器購入への補助制度の創設を求める請願について、この請願に賛成の立場で討論いたします。

補聴器購入に対する補助制度について、一般質問等で提案がなされているのに、採用できない明確な回答は、なされておられません。私は、その提案や請願がどんな党派の議員、あるいは町民の方から出されたものであっても、それが町民にとって必要だと思える提案であるなら、議員として謙虚に受け止め、賛同をいたします。

基本的に我が町は、県内1、2の高齢化の町で、人口の約51%、3,100人が65歳以上、後期高齢者は県内1位の約31%に達しており、この現実を見れば、明らかに高齢者に対するあらゆる施策を県下第一に必要としている町であります。

既に、様々な場で言われているように、本人の自覚によらず、聴覚の衰えによる認知症の進行や日常生活はもちろん、交通事故、災害時など様々な支障が出ることは現実のものとなってきております。日常聞き取りに問題のある方で、そうと認識せず、不自由な日を過ごしている方がかなり多いと思われ、こうした補助制度がつくられ町民に紹介されることで、より便利で豊かな生活へのきっかけづくりとなることも大いに期待できます。

町で推薦する特定健診でも、聴覚の検診は実施されておらず、町民の聴覚障害の実態も把握もできておらず、障害の発見は本人もしくは御家族に委ねられております。元気な高齢者の多い町を目指す、町の高齢者福祉計画にも矛盾する状況であります。高齢化の進んでいない市町でさえ、補聴器への補助制度が創設されてきているのに、人口の半分以上高齢者である我が町にこの制度が不要な理由などありません。

制度の中身は、補助内容、それは当然予算検討時に専門家も交え、他の市町の事例も参考に検討することは当たり前のことではありますが、いずれにしても、どこより早く必要な制度であったと考えます。

以上の理由で、特別委員会で不採択となった本請願に、改めて議員各位の御再考を期待いたします。この討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に反対者の発言を許します。10番、中田隆幸君。

○10番（中田隆幸君） 10番、中田でございます。

私は反対の立場から討論をさせていただきます。

実は、私の孫も難聴で、小さいときに手術をしまして耳に器械をつけておりますが、今年大学に無事入学しました。こんなことはおきまして、私は石山さんが言われましたように、やはり先に検査をするというのが先だと思います。

私の家に勤めている職人は、年に一度耳の検査もやります。こういった検査の中で、やはり病名をはっきりさせて病院をしっかりと見つけて、それからやることであると私は思います。

補聴器に補助するというのも、これはいいと思いますが、補聴器もピンからキリでございます。その何%を補助するというのは分かるけれども、全額出せというのはちょっと、もちろん町としても大変なことだと私は思っておりますので、この請願には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 11番、中原緑です。

私は、この請願第1号、補聴器購入への補助制度の創設を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

高齢の方々から、聞こえが悪くなって認知症が心配なので補聴器をつけたいが、平均購入額が約15万円、年金暮らしではとても買えないという声を聞いています。

2020年のアルツハイマー病協会国際会議では、予防可能な因子の中で難聴は認知症の最も大きなリスク要因であると指摘されています。難聴によって脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能低下につながり、鬱病や認知症につながると指摘されています。また、2019年、政府が決定した認知症施策推進大綱でも、難聴は認知症の危険性を高める可能性がある危険因子であることが明確に述べられております。

WHOでは、中等度41dBから補聴器をつけることを推奨しています。そのままにしておくと言の認識が保てず、認識できない音が増えてしまうという理由からです。

高齢化率が早いスピードで進んでいる川根本町。聞こえが悪くなり始めている高齢者に対して、きちんと検査し、購入後も装着指導をする体制が整備された上で、この補助制度は有効になる制度と考えます。

補助制度そのものは、補聴器の使用で高齢者の社会参加や介護予防を促進する目的であり、介護者の負担軽減につながるもので、賛成といたします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に反対者の発言を許します。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 7番、野口直次です。

第1号に反対の立場から討論をさせていただきます。

せっかく出していただいた請願書の文章の内容、また、対象者の幅がよく分かりませんで



した。行政側の説明資料から読み解くことが多少できました。

難聴の程度の中には、今回の請願の対象者は65歳以上、加齢性難聴の中程度、難聴40から70dB、これが請願の主だと私は考えています。難聴と病気の因果関係は私はよく分かりません。

当町には既に18歳以下、40から69dBの軽度、中程度の難聴補聴器購入費等の助成があります。所得制限もありますが、また70dB以上、重度難聴者にも身体障害者手帳の取得により、年齢に関係なく補装具の対象となり、補聴器の購入可能と聞いております。

耳鼻科の先生の意見を行政が出していただいた中に、「町の判断だが、補助対象との基準をどうするか、また受診、診断を先に、検査方法、また補聴器をどこで購入することによっても違う、言語聴覚士や認定補聴器技能者がいるところでない調整もできない」というお話も聞きました。また、ちょっと変わっているかもしれませんが、私の資料では3市1町、2分の1の補助上限が8万から3万円のそれも所得制限があります。

請願者からの説明の中において、請願提出前に制度補助の内容精査が足りなかったと私も気がいたします。専門の医師に診断を受けることも必要。また、今後町民が全員がどこかで聴覚検査も今まではありませんでしたが、今後、改善もこの機会に必要なだとも考えております。

私は、請願の内容を整理して絞って、町へ新たな方法の要望も提出したらいいのではないかと考えております。

私は、現時点では補助制度の創設は、請願内容の見直しが必要と考え、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に賛成者の発言を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 私は、補聴器購入への補助制度の設立を求める請願を不採択とする請願審査特別委員会の決議に反対の立場から討論をいたします。

請願を採択するに当たっての法令上の基準はありません。が、願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限事項に関する事項であるか等がその判断の基準とされています。

まず、請願の妥当性ではありますが、補聴器を装着することにより、日常に支障がない程度の生活が送れる可能性が高く、購入希望者への経済的負担の軽減が図られるとともに、新町建設計画に掲げられている「ぬくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさと」の具現化を図ることができると考えます。

また、多くの町民がこの補助制度の設立を望んでいる事実や、町が要介護1から2の高齢者423人に対して行った聞き取り調査でも、「やっと大きな声が聞こえる」と答えた人が201人、「聞こえづらい」と答えた人が151人と、実に80%以上の人が高齢性難聴と呼ばれる疾患を抱えています。

さらに、実現性の面から考えても、要綱により補助率や限度額、高額所得者等への助成の有無等を勘案することにより、予算措置は十分可能と考えられます。

町の高齢化率から考えても、今後加齢により聞こえにくくなると感じる高齢者は年々増えていくことが予想されます。加齢によって衰えた聞こえを改善するための手段として、補聴器は欠かせないものであり、介護予防の推進や介護給付費等の削減へとつながるものと考えます。

このような願意の妥当性や実現の可能性、公益性といった観点から考えても、採択すべき請願だと考えます。

最後に、補聴器購入制度の創設と併せて、補聴器を装着するに当たっては、医師の診断を受けることや、認定補聴器技能者への相談の義務化を定めるとともに、町において希望者への聴力検査の実施、特定健診における聴力測定と検査項目の追加等も検討していただきたい旨お願いし、不採択に反対する立場での討論といたします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に反対者の発言を許します。8番、中野暉君。

○8番（中野 暉君） 請願第1号に対して反対の立場で討論します。

今、皆さん方が発言されたことはもっともなことも多かったと思いますし、また、この難聴者本人が苦勞しているということも自分も十分承知をしております。また、補助をしてやれば助かるなということも分かりますけれども、この請願に対して反対としたというのは、まだまだ精査が足りないというふうなことがございます。補聴器にはどんな度合いというか種類がございまして、その物が本当にその人に対して効果があるのかという問題を聞いても、いろいろ問題があるんじゃないかなというふうに思います。

今、意見がありましたけれども、医師の診断というものは、これは重要な判断になるんじゃないかなというふうに思います。また、健康診断で難聴等の診察をすることも必要だというふうに思います。我々はただ単に反対をしたのではなく、精査をした上でこれはもっともっと続けていかなければならない問題ではないかなというふうに思っていますので、今一度検討する必要があるんじゃないかな、そんなふうに感じて今回の請願1号に対しては反対の立場になります。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はございますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。採決の際は請願に賛成の方のみ御起立くだ

さい。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立少数です。

したがって、請願第1号、補聴器購入への補助制度の創設を求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩としたいと思います。再開は10時40分からとしたいと思います。

以上です。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長(杉山広充君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから請願第2号の討論を行います。

この討論も先ほどと同様に、初めに請願の採択に賛成の方、次に請願の採択に反対の方の順に行います。

請願の採択に賛成者の発言を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番(石山貴美夫君) 中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にすることを求める請願について、この請願に賛成の立場で討論いたします。

既に、廃校施設利活用委員会が設置され、第1回委員会も開催されておりますが、この請願が該当学区2地区の区長経験者が中心となって、6,000人を切る町の人口の中でその6分の1を超える周辺住民関係の方々1,029人から第一小施設について議会に請願が出されたという事実は非常に重く、何人もその趣旨を無視することはできないものと考えます。

特に、住民の声を代弁すべき議員として、この請願の重さは十二分に御認識いただかなくてはならないと考えます。

請願の趣旨は、請願書の表題のとおりであります。この対象の施設は、18年前の2町合併によって、その場所が町内どこからもほぼ等距離に立地する唯一まとまった場所、施設になったということでもあります。この広大な町有地施設は、町の将来にとって極めて重要な町民の財産であるという1点であります。町内全域にほぼ公平な距離、時間だということは、例えば町民も学童・生徒も最も集合しやすい場所だということでもあります。このどこにも代え難い位置的、立地の絶対的条件は、全町民共通に公平に活用できる場として、アイディアを出し、何に活用するか慎重に大切に用途を検討すべき重要な町民財産であります。

地域エゴでこれを地域に有利なものにしてほしいというような趣旨で請願されたものでは

全くありません。無論、他の3施設もそれぞれに位置的特色があります。そうした廃校施設の位置的特色から、この場所は町内に二つとない町有地施設であるということを十二分に認識して、利活用の検討をお願いしたいと請願したものであります。

例として挙げた社会教育施設などといった案は、あくまで御理解をいただくため、町民共通の利活用施設の一例を挙げたにすぎず、限定した意味のものではありません。1,000人を超える方々の声、これだけ多くの方々の気持ちは地域エゴの恥ずべき我田引水の思いではなく、町の将来を思い議論を重ねた上で、町民として自分たちの町の未来を安易に一過性のものでしてしまったり、後に後悔することとなつてはならないという、真にふるさと、町を愛する思いの結集したものであります。

委員会では、この請願者の真意を伝え切れず、御理解いただけない結果でありました。ここで改めて、町の将来を思う郷土愛の結集としての請願であることを再度強くお伝えをし、議員各位に御再考を切にお願いしまして、賛成の討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に反対者の発言を許します。3番、藤田至君。

○3番（藤田 至君） 私は、請願第2号に対して反対討論をいたします。

議会として、請願が出されたということは大変重いものと受け止めております。請願の内容については、第一小学校の全施設を町の社会教育施設等町民が広く利用できる場所ということではありますが、今度の学校統廃合に伴い、行政から北小を含む本川根中学校、第一小学校、南部小学校の4校の施設について、この有効活用するための検討委員会設置のお話がありました。

私としては、新しく設置された検討委員会で川根本町全体のことを考慮した検討がなされ、幅広い意見の下、ふさわしい施設の有効活用が提案されると思いますので、この請願には反対をいたします。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 11番、中原緑です。

請願第2号、中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にすることを求める請願について、私は賛成の立場で討論します。

人口減少とともに、人の交流が、また関係が希薄になってきていると皆さんは感じていませんか。

先日、私は閉校記念イベント「第一小ありがとうの会」でボランティアをさせていただきました。会を運営されていたのは地域の方々でした。大変大勢の方が見えていて驚きましたけれども、多くは地元はもちろん、町外からの卒業生や小学生、また学校関係者だったと思います。

閉校セレモニーは誰もが感動したことでしょう。また、露店やバザーに出店されている方たちは、実にほとんどが町内に移住されてきた方々で、マクラメを編む体験教室では、小学生たちが楽しんでいました。教室をはじめ、学校という空間をうまく利活用し、参加者の年

代や地区、古くから住んでいる方、移住してきた方など様々な層の方が集まって交流できていたイベントだと思いました。

そこで、今回は記念行事でしたが、今後、人との交流が生まれる場所として、閉校後の第一小学校が利用されれば、未来永劫に町民や元町民からも愛されていく場となり、町民にとって大切な居場所となっていくでしょう。

また、地域づくり、人づくりは、行政がお金をかけてもなかなか成功に簡単には結びつきにくいものですが、今回のように地域で自主的に町をよくしよう、みんなのためにと立ち上がったことは大いに評価すべきことだと思います。このような地域づくりの盛り上がりを大切に議会はしていく、耳を傾けていくべきだと思います。よって、請願の趣旨に賛同いたします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に反対者の発言を許します。8番、中野暉君。

○8番（中野 暉君） それでは、請願2号の内容に反対の立場で討論いたします。

今、請願の2号の内容を少し思い浮かべてみれば、全施設を利用する、それはわかります。

しかしながら、この川根本町には廃校がたくさんあります。その施設は南部小もありますし、奥には本川根中学校も大きな施設が残っております。それらを全施設を利用するというのは、これは不可能じゃないかなと思っております。そしてまた、中心部である第一小に全部を持っていくというのは内容にありました。今、石山さんはそのニュアンスを少し変えた発表をしておりましたけれども、請願にはそんなふうな言葉がありました。

これらは今言ったような施設を持つその郷土の方は、我々のところも欲しい、我々のほうも残してほしい、みんな同じような考えではないかなというふうに思います。その多くの施設をいかに活用していくか、いかに整備をしていくか、そしてまた有効利用していくというのは、今後の課題ではないでしょうか。

しかし、この請願の内容では、それらの会合というか運営委員会を立ち上げるにおいてもそれらは信用しない、そんなふうな意見もございました。ですから請願書を出した。そういうもんじゃないんじゃないですか。請願というものはもっともっと深い思い、そういうものがある請願書であって、大事な我々議員の一つの方法、方策ではないかなというのを思います。また町民の方策なんです。ですからもっともっと慎重に扱うべきではないかなと、そんなふうに思います。

まず第一に、この多くの施設を有効利用していく、あり方運営委員会とか運営協議委員会それらも含めて学校施設利用検討委員会が今後立ち上がるということは、分かっていたはずなんです。その方々にお任せをしてということは、無責任かもわかりませんが、その方はその方なりに一生懸命この町をよくしていこう、その施設を有効利用していこうというふうに考えているんな中で検討していただく、そんなふうな会議ではないかなというふうに思います。その方々にお任せをして、それでも駄目なら、またいろいろな方法があるん

じゃないかなというふうに思いますけれども、いずれにしても、この施設、全部の施設を有効利用するのは、なかなか難しい。今現在、下泉に総合運動場が、町営のグラウンドがありますけれども、これらも今グラウンドを使用するチームがない、少いだけに、グラウンドが荒れてきました。グラウンドは使わないと荒れてしまうんです。凸凹になってしまう、石ばっかりになります。グラウンドは使ってこそ有効活用してこそ、グラウンドはいきいきとグラウンドらしい姿になります。それと同じようにいろんな施設が今回のことにおいてあまってきます。それらを地域ごとに有効活用していくことがこの検討委員会ではないでしょうか。それらを全体をまとめてお願いをしてから、こういう請願は出すべきではないかなというふうに思っております。

それでも、不満があるならば、そういう手段に訴えるということも必要ではないかなというふうに思いますが、今回のことにおいては、まず広く有識者を集めて施設利用の検討委員会を立ち上げるわけでありますので、その方々にお任せをして、今後の川根本町の運営に役立ててほしい、こんなふうに思っておりますので、自分は請願2号に対して反対の立場で発言をいたしました。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に賛成者の発言を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にすることを求める請願を不採択とした請願特別委員会の決議に反対の立場で討論をいたします。

委員会の中で不採択の意思表示をされた議員の方々は、既に学校施設利活用検討委員会が設立され、その中で全町的な議論が行われるから、あえて請願を採択する必要がない旨の討論をされておりました。

請願は、憲法に定められた基本的権利の一つであります。さらに議場においても住民自治の立場から住民の代表機関である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって、住民の願意である請願の趣旨の実現に努めさせるために、議会に請願の受理権を認めております。

また、議会議員は町民の声、思い等を議会行政に届ける大きな使命、役割を担っております。今回の学校編成をめぐる一連の問題を見ても、行政は住民に対して十分な説明をし、理解を得られたという認識の下に、義務教育学校2校再編を決定いたしました。が、住民説明会や地域の人たちの声を聞くに、行政と住民の間に大きな溝、認識の違い等が見られたのも事実であります。

今回の請願の趣旨は、第一小学校の全施設を社会教育施設等の公共性が高い施設としてほしい、地域住民の意向を十分に尊重してほしいという切実な地域住民の声であり、願意の妥当性から考えても何ら問題がない請願と考えられます。この請願が提出された背景には、学校の再編に当たって地域住民の声や思いが行政に届かず、行政主導で行われてしまうという、行政に対する根強い不信感があるのではないかと考えます。

今回、今後開催される学校施設利活用検討委員会において、地域の人たちの声や思いが十分に反映されることを期待し、請願を不採択とする特別委員会の決議に反対の立場の討論といたします。

特別委員会の決議に反対の討論とする。だから不採択としたことに反対という立場の討論、間違っていないと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に反対者の発言を許します。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 7番、野口直次です。

私は、請願第2号に反対の立場から、議員また地元のことを含めた討論をいたします。討論が大変長くなるかもしれませんが、お許しをください。第3回9月定例会、9月13日、議案第43号、川根本町学校設置条例の一部を改正する条例の本会議場での質問での内容を私はここで引用させていただき、少しお時間をいただき、述べさせていただきます。

9月1日の初日、議案第43号の説明において、総務課長より仮称ですが、学校の跡地利用検討委員会等を設置する旨の発言があり、早ければ12月議会等で詳細説明ができればというようなお話がありました。この学校設置条例の一部改正により、今日の時点では中川根第一小学校学校施設より除外され、今年度いっぱいをもって廃校となることは理解いたしました。今後、将来を見据えたとき、教育委員会の義務教育学校に向けての説明会において、児童・生徒数の動向や社会情勢などを見据え、皆様の声に耳を傾けながら川根本町教育の在り方について考えていきますというお話がありました。場合によっては1校に再統合の可能性も考えられますが、中川根第一小学校の跡地、教育関連施設に利活用することは、この改正により実質不可能となるか、お聞きします。

答えとしまして、総務課長から、まず今回の条例改正におきまして、教育施設からの財産のほうから普通財産に切り替えられました。私が全員協議会で説明した、仮称ではありますが、跡地の利用検討委員会におきまして、今後の利活用の方法と言いますか、そちらのほう。早ければ12月以降に設置し、これから検討していきたいということでありました。第一に、やっぱり普通財産としての利活用をどうあるべきか検討していきたいと考えております。

続いて、私の再質問でございます。

今後、このお話しだと検討委員会は仮称ですが、それでいくということですが、私が質問したのは、今この条例を制定すると普通財産になるというのは分かるんですが、第一小学校を今後残すというときにはどんなふうに、それは今ではなくて検討委員会ということで理解してよろしいでしょうか。その辺ちょっと疑問があったものですから、再度答弁をお願いいたします。

藪田町長、いずれにしろそういった委員会を早く設けて、いろんな方向の中で有効活用をしていきたいというお話がありました。

続きまして、私の質問を述べさせていただきます。

関連しますが、町長、教育委員会をはじめ、現時点において中長期的な視野から見て学校設備、第一小学校を中高等を含め、今あらゆる設備を総合的に将来を含め、教育的な施設に生かす等に、この条例一部改正の今回の提出に当たり残すという課題には、十分配慮検討されたかをお聞きしました。

総務課長の答弁は、先ほども言いましたとおり、検討委員会におきまして、今後活用について検討させていただき、その中でこういった活用があるのかを含めましてその後対応してまいりたいという考えを伺いました。

この法案には石山、大竹議員が反対されましたが、議案の43号は起立多数で原案は可決しました。その後、課長のおっしゃるとおり、第4回12月議会において12月9日、議案第60号、令和4年度川根本町一般会計（第10号）の総務費2款1項4目7節の15万7,000円、2細節の学校跡地利活用検討委員会委員報償金が、起立全員で原案どおり議員は認めております。

その後、私は議長から令和4年11月30日に、中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用することを求める請願を受理したことを、12月の議運で初めて知りました。残念ではありますが、私自身お恥ずかしい話が、その間全く徳山、藤川地区から一切そのような請願署名活動があったことも、また文書のことも町会議員の方からも教えてはもらえませんでした。

一昨年、教育委員会に提出した要望書は、第一小学校を残してほしい署名運動等私も参加しました。水川地区も一部が第一小学校にお世話になりました。私の子供三人も卒業させていただきました。

この請願に当たり、請願書提出前、受理前に聞けば、相談があれば、要望書、陳情書等の方法も選択の一つとしてあったのではないかと考えます。また、私のところには署名運動は来ませんでした。議員同士の話し合い、検討の場が持てたのではないかと私なりに私自身悩みました。

請願者及び紹介者の方が純粋な気持ちで第一小学校の跡地を町民が広く使用する提案が生かされたのではないかと思います。請願書の重み、また内容、あらゆる方法、手段、検討を含め、また請願を十分理解されたなら、私は時間に捕らわれず、慎重になったと考えてみました。

先ほども長く話をさせていただきましたが、議員としては、やはり事の順番ということを中心に考えていろいろと行政にもお話をしてきたつもりではありますが、この請願が提出前に、学校利活用委員会に委ねるべきとも考え、また既に動き出していることもあり、委員会を尊重し、私も第一小学校には請願者皆様と同様に愛着があります。苦渋の選択でありました。また川根本町全体を考えたとき、この請願書という文書に対し、反対をいたします。反対の討論とさせていただきます。長くなりまして申し訳ございませんでした。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に賛成者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 請願第2号への委員長に対する反対討論とします。

私たちが紹介議員となって提出した請願第2号を審査した請願審査特別委員会の報告は、



不採択となすべきものです。私は、この原案に対して賛成の討論を行いたいと思います。

まず、1,029名もの町民の賛同署名を添えて提出された本請願を、委員会において不採択とするべきとした特別委員会の姿勢は、多くの町民の切実な願いに背を向けるだけでなく、現在町政において客観的に早期実現が求められている問題について、それを求める声を町政に届けたいと賛同者の方がやむにやまれぬ思いを簡単に切り捨てようとするものではないでしょうか。

私も緑さんと同じようにセレモニーに参加したんですけれども、本当に切実に残してもらいたいような感じの思いが伝わってきました。51年の重みですね、それをつくづく感じてまいりました。子供たちも頑張って一生懸命劇やってくれたんですけれども、本当に楽しくやってきたんだなという思いはあります。それで、その第一小学校は本町のほぼ中央にあって、利便性を考えても環境を考えても利用者が行きやすい場所であり、教育施設となることが適当と考えられます。

請願の審査のときにも石原校長先生が傍聴に見えられていまして、ぜひ生涯学習センターに活用していただきたいというふうなこともあったようです。私も教育の里徳山を守り続けてこられた徳山の方々の思いに、行政は応えていただきたいなと思います。

そして、利活用を立ち上げて町民の願いや思いに寄り添って議会は役割を果たしていくべきではないかと思い、ぜひとも賛成をしていきたいと思います。それで、反対された方もぜひ賛成していただけるように同意を求めて、本請願への賛成討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、請願の採択に反対者の発言を許します。10番、中田隆幸君。

○10番（中田隆幸君） 10番、中田です。

私は、この請願に反対の立場から討論をさせていただきます。

といいますのは、今度廃校になる学校が3校、このうち、やはり地区でこういう署名活動をやると、必ずこの町の人たちは書いていただけます。これは今から12年前、光の問題で反対派が署名を集めたときに、集めた数はかなりの数でしたが、後からしっかり考えたら光をやったほうがいいと、こういうことで光になった今までの過程があります。

署名ばかりの人数を言うのではなく、やはり真剣になってこの設備をどうしてこの町のものにしていくのか、これが一番大切なことだと私は思っております。

特に、本川根中学校の3階には、この町の文化財的なものが大分保存されております。また、南部小も地名のほうから皆様が来て、あの施設を何か有効なものにしてもらいたいと、こう思っていると私は思っております。このままこれで署名でよければ、この学校がこうなればというのではなく、町内を二分するような考えでやっているのは僕はちょっとおかしい。今から検討委員会でしっかり検討して、よりよい町のものにしていただきたいと、こういうふうに思う気持ちで私は反対の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はございませんか。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 続けて反対の討論ですが、よろしいでしょうか。

私は、この請願について反対の立場で討論させていただきます。

私も日曜日に行われたありがたいの会、伺わせていただきましたし、またふだんの授業なんかも頻繁に見させていただいて、中川根第一小学校は環境的にも立地的にもすばらしい場所であるということは思いますし、また愛着がある方々がたくさん集まっていて、残してほしいという思いの方が多いいのも十分理解しています。ただ、この請願については内容がまだよく精査されていない、補聴器の件でもそうでしたが、この請願についての必然性というものを感じなかったのです、反対としています。

先ほど中澤議員がおっしゃいましたが、請願というのは非常に重要な国民の権利でして、誰もができますし、また、それを議会に諮り、議会が審査をした上で行政に声として届けるというのは非常に重要なことなのですが、それであるがゆえに、より慎重に内容について精査した結果が、委員会内での不採択すべきこととしてなったと思います。

委員長報告にもありましたように、またほかの反対意見の議員がおっしゃいましたとおり、現段階で学校施設利活用検討委員会が、審査したときは立ち上がる前でしたので立ち上がる前の段階で、既にこういうふうはこの場所は使うべきだと議会が答えを出してしまう、その法的拘束力があるわけではないですが、住民の代表たる議員が特定の場所をこういうふうにするべきだと、先に決めた状態で利活用検討委員会を進行していくというのは、中立的な立場で判断がつかず、長い目を見たときに町の幸せ、町民の幸せにつながるかということ、まだ分からないなというふうに、この請願の委員会のとき思いました。

補聴器のときにもお伝えしましたが、不採択としたからと言って住民の声を無視するわけでもなく、切り捨てるわけでもなく、背を向けるわけではありません。

賛成しなければそういうふうなことであるというふうな、賛成の方たちは今のような切り捨てるとか無視とか背を向けるとか、そういう言葉をお使いになりましたが、そういうことではなく、より慎重に、より長い目を見たときに町民の幸せにつながるような判断を、専門の委員会に委ねるべきではないかという現段階での判断によって、請願の特別委員会でも不採択にすべきとした議員の方が多かったと思います。

中澤議員も、利活用検討委員会があるからあえてこのタイミングで採択する必要はないというふうな言い方をしていましたが、採択をする必要はないから反対だという、その反対側の気持ちみたいのを代弁した感じでしたけれども、そうではなくて、あえてとかそういうことではなくて、より慎重に中立的に客観的に全体を通して眺めた場合に、もっとよりよい活用法があるのかもしれないですし、まさに請願の内容のように、ここを社会教育施設にするのかもしれないし、現段階では決めつけるべきではない、確定するべきではないという思いから、この請願については反対をさせていただきました。

繰り返すようですが、この請願が反対、不採択になったからといって、中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所には絶対にしないぞということでは決してありません

ので、この広く利用できる場所というのを踏まえて、長い利活用検討委員会は2年間行われるんですけども、その中で続けて検討していきたいと思っておりますので、現時点ではこの請願については反対の立場です。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立少数です。

したがって、請願第2号、中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にすることを求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。



## ◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は3月24日午前9時に開会し、一般質問を行います。また、第1、第2常任委員会並びに予算特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決等を行います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前11時18分